

中学校の学級規模の下限について

中学校の適正規模について、国の手引では「少なくとも 9 学級」と示されているところ、各校の学校運営上の視点から、標準規模の下限である 12 学級と比較・検討したものです。

1 教員定数と教育課程等

(1) 教員定数

教員定数は、埼玉縣市町村立小・中学校教職員配当基準表に基づき、9 学級では 17 人、12 学級では 20 人（うち校長及び教頭は必置のため、実質的に管理職以外の教員の人数は 9 学級で 15 人、12 学級で 18 人）です。

学級	校長	教頭	教員	計
9	1	1	15	17
10	1	1	16	18
11	1	1	17	19
12	1	1	18	20

(2) 教育課程と授業時数

① 教育課程

全学年（中 1～中 3）において学校教育法施行規則第 72 条に規定される各教科（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語）と「特別の教科である道徳」並びに「総合的な学習の時間」及び「特別活動」によって編成されます。

② 授業時数

学校教育法施行規則第 73 条（別表 2）に、学年ごとの年間の時数が規定されており、学習指導要領が示す年間 35 週で除した、週当たりの授業時数は次のとおりです（週 1.3 時数=年 45 時数）。

週当り 授業 時数	5 教科					技能教科					学年計
	外語	国語	数学	理科	社会	保体	音楽	美術	技術	家庭	
第 1 学年	4	4	4	3	3	3	1.3	1.3	2		25.6
第 2 学年	4	4	3	4	3	3	1	1	2		25
第 3 学年	4	3	4	4	4	3	1	1	1		25
教科計	12	11	11	11	10	9	3.3	3.3	5		75.6

2 授業時数と教員配当

教員定数を、どの教科へ配分するかについては、学校ごとの教員の実態により異なりますが、授業時数の多い「5 教科（国、社、数、理、外）」や、保健体育から配分していくことが考えられます。

各学年 1 学級の場合の授業時数					9 学級の場合			12 学級の場合		
各教科	1 年	2 年	3 年	合計	時数	人数	時/人	時数	人数	時/人
外国語	4	4	4	12	36	2	18	48	3	16
国語	4	4	3	11	33	2	16.5	44	3	14.7
数学	4	3	4	11	33	2	16.5	44	2	22
理科	3	4	4	11	33	2	16.5	44	2	22
社会	3	3	4	10	30	2	15	40	2	20
保健体育	3	3	3	9	27	1	27	36	2	18
音楽	1.3	1	1	3.3	9.9	1	9.9	13.2	1	13.2
美術	1.3	1	1	3.3	9.9	1	9.9	13.2	1	13.2
技術	1	1	0.5	2.5	7.5	1	7.5	10	1	10
家庭	1	1	0.5	2.5	7.5	1	7.5	10	1	10
学年計	25.6	25	25	75.6	226.8	15	15.12	302.4	18	16.8

各教科の合計欄は、3 学年が 1 学級の場合の授業時数なので、学級規模が 9 学級の場合は各学年が 3 学級、学級規模が 12 学級の場合は各学年が 4 学級であるとして、合計欄の右に各学年の学級数を乗じた授業時数と配当人数、1 人当りの指導時数をそれぞれ示した。

3 指導時数

教員が授業を受け持つ指導時数は、週 5 日間に毎日 6 時間授業を行うと、最大で週 30 時数となる。そのうち、学級担任になった場合、各教科以外に道徳（週 1 時数）、総合的な学習の時間（週約 2 時数）、特別活動（週 1 時数）で計 4 時数を受け持つことになる。

9 学級の場合、保健体育の教員が 1 人となり、週 27 時数を受け持つことになり、授業準備や生徒指導などを行うための空き時間は少なく、学級担任となることはできなくなり、学年や学校行事への協力も厳しい状況である。

12 学級の場合、5 教科のうち 2 教科で 22 時数となる偏りがあるが、配当基準上、許容される範囲内と考えられる。

現状は、全中学校に 1 人（少人数指導）以上の加配がある状況で対応。

学校教育法施行規則上、12 学級は標準規模とされている。